



# 鳥取県公報

平成14年12月20日(金)  
号外第166号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>教委規則</b>	鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(30)(高等学校課)..... 1
	鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則(31)( ")..... 2
	鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部を改正する規則(32)(小中学校課)..... 3
<b>教委告示</b>	鳥取県指定保護文化財の指定(26)(文化課)..... 4
	鳥取県指定無形民俗文化財の指定(27)( ")..... 4
	鳥取県指定天然記念物の指定(28)( ")..... 4

## 教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月20日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

### 鳥取県教育委員会規則第30号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条を除く。)に改める。

改 正 後	改 正 前
(休業日) 第7条 休業日は、次のとおりとする。 (1)~(3) 略 (4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長があらかじめ教育長に届け出た日(総日数は57日以内とする。) (5)及び(6) 略 2~5 略	(休業日) 第7条 休業日は、次のとおりとする。 (1)~(3) 略 (4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長があらかじめ教育長に届け出た日(総日数は57日とする。) (5)及び(6) 略 2~5 略
(教育課程) 第9条 学校の教育課程は、学習指導要領又は幼稚園教育要領及び教育委員会が別に定める基準に基づき、校	(教育課程) 第9条 学校の教育課程は、学習指導要領又は幼稚園教育要領及び教育委員会が別に定める基準に基づき、校

長が編成する。この場合において、校長は、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

2 略

(その他の主任等)

第29条 略

(司書教諭)

第29条の2 学校に、司書教諭を置く。

2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

3 司書教諭は、当該学校の教諭のうち司書教諭の講習を修了したもののの中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

別表(第3条関係)

1 高等学校

高等学校名	課程名	学科名	修業年限	収容定員	所在地
鳥取東高等学校	略				略
	専攻科		1年	60人	
略					
米子東高等学校	略				略
	専攻科		1年	60人	
	略				
略					

2 略

長が編成する。この場合において、校長は、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

2 略

(その他の主任等)

第29条 略

別表(第3条関係)

1 高等学校

高等学校名	課程名	学科名	修業年限	収容定員	所在地
鳥取東高等学校	略				略
	専攻科		1年	80人	
略					
米子東高等学校	略				略
	専攻科		1年	80人	
	略				
略					

2 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(司書教諭の設置の特例)

2 学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令(平成9年政令第189号)で定める規模以下の学校には、当分の間、改正後の鳥取県立学校管理規則第29条の2第1項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月20日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第31号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則(昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(休業日) 第5条 休業日は、次のとおりとする。 (1)~(3) 略 (4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長が定めた日 (総日数は57日以内とする。) (5)及び(6) 略 2~4 略	(休業日) 第5条 休業日は、次のとおりとする。 (1)~(3) 略 (4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長が定めた日 (総日数は57日とする。) (5)及び(6) 略 2~4 略

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成14年12月20日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

鳥取県教育委員会規則第32号

鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則(昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線の引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(休業日) 第4条 休業日は、次のとおりとする。 (1)~(3) 略 (4) 夏季休業日及び冬季休業日 校長が定める日 (総日数は、57日以内とする。)  (5) 略 (6) 略 2 略	(休業日) 第4条 休業日は、次のとおりとする。 (1)~(3) 略 (4) 夏季休業日 7月20日から8月31日まで  (5) 冬季休業日 12月26日から翌年1月8日まで (6) 略 (7) 略 2 略

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

## 教育委員会告示

### 鳥取県教育委員会告示第26号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をしますので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年12月20日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

#### 建造物の部

名 称	員数	所有者	所有者の住所	所 在 の 場 所
三徳山三仏寺建造物群 不動堂 元結掛堂 観音堂 鐘楼堂 十一面観音堂 本堂	6 棟	三 仏 寺	東伯郡三朝町大字三徳1010	東伯郡三朝町大字三徳1010

### 鳥取県教育委員会告示第27号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をしますので、同条第3項の規定により告示する。

平成14年12月20日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

#### 風俗慣習の部

名 称	所 在 地	保 護 団 体
三朝の大綱引き	東伯郡三朝町大字三朝	三朝区ジンショ保存会

### 鳥取県教育委員会告示第28号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をしますので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成14年12月20日

鳥取県教育委員会委員長 八百谷 善 江

天然記念物の部

名称	所在地又は地域
辰巳峠の植物化石産出層	八頭郡佐治村大字栃原の不動山国有林のうち実測742平方メートル

